

## 使用済み切手・書き損じはがき回収事業にご協力ください

当会では社会貢献活動の一環として、使用済み切手・書き損じはがきを回収する事業を行っております。回収した切手・はがきは公益財団法人 ジョイセフにより、途上国の妊産婦と女性を守る活動に役立っております。ぜひ収集活動にご協力ください。

### ①使用済み切手

切り取り方と分類方法

1. 図1のように消印を切らないで台紙ごと切手のまわりを切り取ってください。(郵便局名や日付のある消印は、収集家の対象にもなっていますので必ず消印を残して切り取ってください。)
2. 切手は重量で取引されるため、図2のように封筒の裏側も付いた状態ではなく、表面だけを切り取ってください。



### ②書き損じはがき

未投函あるいは表や裏を書き損じた官製はがきと年賀はがきが対象です。

### ③回収方法

1. 荒川法人会事務局へご持参・ご送付。(お送り頂く際にかかる送料はご負担ください。)  
(事務局：荒川区西日暮里6-7-6 TEL3893-9836)
2. 各支部担当役員へご持参・ご送付。(お送り頂く際にかかる送料はご負担ください。)  
(担当役員に関しましては、事務局までお問い合わせください。)

## 優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にしている経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



# 東法連特定退職金共済制度

### 東法連特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人

### 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-11-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・  
お問い合わせは

**TTK** 公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内  
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642  
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>